

# 神奈川県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則の概要

## (1) 改正の趣旨

宅地造成等規制法の一部改正に伴う経過措置規定により、改正前の同法で既に指定されている「宅地造成工事規制区域」内の宅地造成に関する工事の規制も継続されることから、細則で定めている事項について、引き続き改正前の法・政令・省令を引用して適用できるように、所要の改正を行う。

## (2) 改正の内容

- ① 土木事務所への委任規定の引用条文の改正（第1条関係）
- ② 政令に基づき知事が定める擁壁の代替措置の引用条文の改正（第7条関係）
- ③ 細則で定める手続き・書式等の引用条文の改正
  - 第3条 許可申請書等の併願等
  - 第5条 設計者の資格の明記
  - 第8条 工事現場における表示等
  - 第9条 工事施行状況の報告等
  - 第10条 宅地造成工事に関する証明書の交付の申請

## (3) 施行期日

令和5年5月26日